## 令和2年度第2回「安全・安心な食のまち・さっぽろ推進会議(書面形式)」開催結果

1 質問・意見照会期間

令和3年1月22日(金)~令和3年1月28日(木)

- 2 議題(○:各委員からの質疑及び意見、⇒:事務局からの回答)
  - (1) 令和3年度札幌市食品衛生監視指導計画案について
    - ア 計画案に対するご意見
    - ① 〇昨年度比で収去検査を大幅に削減しているが、これに代替する食の安全確保対策を計画しているか。

⇒新型コロナウイルス感染症の流行状況を鑑み、令和3年度は収去検査の事業を縮小せざるを得ないものと考えており、行政としての代替手段を講じる予定はありませんが、法改正によりHACCP導入が義務化されたことから、事業者の自主管理を推進していくために、助言や監視・指導を行ってまいります。また、新型コロナウイルス感染症の状況が好転した場合は、実施事業を見直す等、食の安全・安心確保に努めてまいります。

② ○ウーバーイーツやウォルトなどの宅配サービス業者は、調理に直接関わる者ではないが、運搬時の衛生管理などを考えると、食品衛生とは無関係とは思えない。監視指導計画ではどのような位置付けになるのか。

⇒食品の宅配事業者は、従前から行われている出前行為の一環であるものと考えております。このため、監視指導計画の中では具体的な監視指導等は想定しておりませんが、持ち帰りや宅配サービスを行う飲食店に対しては、これまでの一般衛生管理に加え、調理してから喫食するまでの時間をできるだけ短くする工夫を行うことや、適切な保存方法で運搬するよう運搬事業者へも伝える等、飲食店の調理内容や特性に応じて監視・指導を行っています。また、食品の運搬や取扱について市民の方からのご相談があった場合は、状況を確認し、必要な指導を行います。

## イ 計画案の修正

会長と事務局で協議した結果、計画案の修正は不要と判断された。

- (2) その他のご意見等
  - ア 計画策定後の事業に対する付帯的ご意見等
  - ① ○新型コロナウイルス感染症の影響で普及活動が十分ではないと思われるため、HACCP制度の猶予期間が必要ではないか。また、法で義務化されたHACCPと、さっぽろHACCPをはじめとする評価・認証制度との関係性を明確にすべき。また、HACCP制度を消費者に対して、認識・理解してもらうための工夫が必要ではないか。

⇒法改正による猶予期間の設定は国の所管事項であり、新型コロナウイルス 感染症を踏まえた猶予期間の延長は提示されておりません。

また、HACCP義務化を受けて、札幌市HACCP型衛生管理導入評価制度は、令和 3年5月末をもって廃止予定ですが、札幌市食品衛生管理認証制度は事業者 にとってHACCPへの取り組みをPRする制度としてメリットが期待できること から、事業を継続するとともに、消費者に対する普及啓発を継続して実施してまいります。

- ② ○持ち帰りや宅配サービスを行う飲食店に対して、注意喚起や指導が必要。 また、サービスを利用する消費者への注意喚起(食中毒予防のためのPR) が必要である。
  - ○テイクアウトの指導を徹底して欲しい。
  - ○宅配・持ち帰りを利用する消費者への注意喚起も必要ではないか。
  - ○テイクアウトや宅配サービスの衛生管理について、具体的なチェック体制 やチェックリストが挙げられていると良いのではないか。また、お店に対し ては、順守項目を示したチェックリストを配布するとともに、宅配後の商品 について、検査の実施や、市民からの報告をもらってはどうか。
  - ○持ち帰りや宅配サービスを行う飲食店に対して、これまでの監視指導に加えて新たに実施する具体策はあるか。
  - ⇒令和2年度に、持ち帰りや宅配サービスを開始する事業者及び利用者双方に向けた、食中毒予防のポイントをまとめたリーフレットをそれぞれ作成しました。令和3年度も、保健所ホームページで周知するとともに、事業者から営業形態への変更に関する相談があった際等に活用してまいります。
- ③ ○重点実施事項に記載されている食中毒対策では物足りないので、具体的に 記載し、さらなる市民への啓発が必要。また、アニサキス、カンピロバクタ 一対策では、事業者や消費者の理解が不足しており、消費者への注意表示を 徹底させるとともに、事業者への監視指導を強化すべき。 ⇒市民向けの啓発として、ホームページでの情報発信に加え、キッチンメー
- ⇒市民向けの啓発として、ホームページでの情報発信に加え、キッチンメールで特集を組み、大型スーパーでの配布等を行っています。
- ④ ○「新たに持ち帰りや宅配等の事業を開始した事業者が食中毒を発生させた 事例も報告されています。」とあるが、市内での食中毒事件のことか。 ⇒令和2年10月に札幌市内の飲食店で調理された宅配弁当を原因とするノロウイルス食中毒が発生しました。この店舗では、従来の飲食店事業に加え、宅配弁当の事業を開始していました。
- ⑤ ○さっぽろの食の安全・安心に対して主体的に関わろうとしている市民(モニター制度)を有効に活用すべき。保健所職員による監視業務だけでは不十分。
  - ⇒モニター制度においては、これまでたくさんのご意見をいただき、事業者 への指導等に活かしてきたところです。
- ⑥ ○食中毒について、カンピロバクターの報告以外に記載すべき事項はないか。 ⇒令和2年(暦年)に本市で発生した食中毒は、病因物質別では、アニサキス17件、カンピロバクター属菌9件、ノロウイルス2件の合計28件でした。アニサキスによる食中毒は前年発生件数と同程度であったのに対し、カンピロバクター食中毒は前年比9倍の件数発生し、近年で最も多く、また、令和2年は短期間に複数件発生する事態であったことから特筆したものです。
- ⑦ ○東京2020大会へ向けた監視指導について、準備はどの程度進んでいるのか。⇒東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会や各関係者からいただく情報をもとに準備を進めているところです。大会前には、選手や関係

者に食事を提供する施設への立入による監視指導や、収去検査等を予定しており、不備があった場合には是正のために適切な指導を実施してまいります。

⑧ ○届出制度対象事業者への周知方法としては、どのように計画実施していくか。

⇒令和2年12月にまちづくりパートナーシップ協定を締結しているNTTのご協力のもと、届出対象となり得るものと想定される事業者あての料金請求書に周知チラシを同封しました。

今後も、ホームページの活用に加え、届出対象と考えられる事業者団体や事業者組合を通じた通知発送等により、広く周知を行っていく予定です。

- ⑨ ○「札幌市衛生研究所において、新型コロナウイルスのPCR検査に注力している」とは、食品に付着した新型コロナウイルスを検査しているという意味か。 ⇒札幌市衛生研究所では、食品の分析以外に、感染症としての新型コロナウ イルスのPCR検査を実施しております。ここでは、「感染症としての新型コロ ナウイルスのPCR検査」を意味しております。
- ⑩ (届出対象事業者に対して)食品衛生責任者の設置義務が課せられることに伴い、食品衛生責任者養成講習会の実施回数等に影響があるか。⇒食品衛生責任者養成講習会の実施主体である、一社)札幌市食品衛生協会において、従来の集合型に加えe-ラーニングによる開催や、実施回数の見直しについて、検討していると聞いております。

## イその他

- ① ○安全・安心な食のまち・さっぽろ推進会議について、オンライン開催を考えるべき。オンラインで参加できない人のみ会議室に集合することで密を防げるため、工夫して開催してはどうか。
  - ⇒今後の開催方法については、新型コロナウイルス感染症の流行状況を踏ま えて検討してまいります。
- ② ○監視指導計画の中で新型コロナウイルス感染症への対応が不足している。 感染の多くが飲食の場で発生している現状を踏まえると、監視指導をより強 化すべき。新型コロナウイルス感染症に向き合った計画案とすべき。 また、イラストも新型コロナウイルス感染症に配慮したものとすべき。
  - ⇒新型コロナウイルス感染症対策は、感染症領域の問題であり、食品衛生法に基づく本計画の対象外となります。
- ③ ○届出義務化された業種が、届出対象となった理由を説明して欲しい。また、 過去にコーヒーの焙煎不備等で食品関連事故が発生した事例があれば具体的 に教えて欲しい。
  - ⇒焙煎業における食中毒事例は把握しておりませんが、平成29年に、きざみ海苔を原因として、学校給食における大規模な食中毒が発生しました。原因施設の従業員はノロウイルス予防対策等の適切な衛生管理を十分に認識していなかったことが確認されています。このことから、原則としてすべての食品等を取り扱う営業を行う場合は、行政がその所在を把握し、必要な指導を行っていく必要があるものとして、これまで営業許可等が不要とされていた業種についても、届出制度が創設されました。
- ④ | ○北海道が2つの条例を廃止する理由を説明して欲しい。

⇒法改正により、許可や届出制度が全国統一され、北海道独自で規定していた た許可や届出業種が新制度の中で再編され、条例が不要となったためです。

## 3 連絡事項

食品衛生法改正に係る情報提供(別添資料)